

小林昌之編「アジアの障害者雇用法制 -- 差別禁止と雇用促進」(新刊紹介)

著者	小林 昌之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	211
ページ	55-55
発行年	2013-04
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00045667

小林昌之 編

『アジアの障害者雇用法制』

——差別禁止と雇用促進——

アジ研選書No.三二



本書は、アジア経済研究所が二〇一〇年度と二〇一一年度を実施した「開発途上国の障害者雇用—雇用法制と就労実態—」研究会の最終成果である。本研究は、

二〇一〇年に刊行した小林昌之編『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題—』（研究双書No.五八五）で明らかになった障害者立法の全体像を踏まえ、個別分野のうち最も喫緊な課題である障害者の雇用に焦点を当てている。

障害問題は貧困削減の重要な一部であり、障害者雇用はその中核的課題である。労働と雇用は生計維持のための所得確保にとどまらず、基本的人権としての働く権利、機会均等や合理的配慮など非差別原則を確立するうえで重要である。二〇〇六年に採択された国連障害者権利条約は、他の者との平等を基礎に障害者も労働の権利を享受すべきことを謳っている。本研究では権利条約に照らしながら、立法による障害者の雇用機会の均等化と促進に焦点を当て、アジア諸国における現行の労働・雇用法制が、障害者雇用に対して

いかなる役割を果たし、課題を抱えているのか明らかにすることを目的とした。

具体的には、韓国、中国、ベトナム、タイ、インドの五カ国については

国別に①障害者就業の実態と問題点、②障害者の労働権を保障し、就業を促進するための法制度の構成、および③障害者権利条約が謳う差別禁止制度と積極的差別是正措置としての障害者割当雇用制度の位置づけなどについて考察を行った。これに加え、「障害と開発」および障害当事者の視点からフィリピンの障害者雇用を論じ、マレーシアを事例に障害者権利条約および各国の障害者雇用法制を考察するうえで重要なキーワードとなっている障害者の定義と概念について分析を行った。

障害者権利条約は、障害者を福祉の客体ではなく権利の主体として捉え直し、医学モデルから社会モデルへのパラダイム転換を求めている。立法措置による障害者の人権確保は同条約の枠組みの核心部分であり、条約は締約国に、障害を理由とする差別を禁止する法律の制定を求め、さらに非差別が社

会で実質的に確保されるよう合理的配慮などの提供を求めている。雇用において、障害者割当雇用制度は差別を解消し公平を実質的に担保するための積極的差別是正措置として位置づけられた。従来からアジアにおいては、日本を初めとして障害者の割当雇用制度が導入されてきたが、パラダイム転換を

求める障害者権利条約に合わせて、その性質は福祉的な恩恵から差別解消のためのメカニズムとなることが求められる。その意味では本書で国別に検討した五カ国のうち韓国およびタイがその方向に向かって整備を進めてきたことが明らかとなった。また、割当雇用制度を有効なものとするために、反則金や名称公表などのサンクション、税の減免や奨励金などのインセンティブを工夫する国はあったものの、職場適応を援助するためのジョブコーチやトライアル雇用などを導入している国は少なく、より多面的な取り組みが必要となっていることも判明した。

対象国のなかでは韓国と中国が特徴的な障害者雇用促進策を有していた。韓国は社会的企業を、中国は福祉企業を障害者の雇用の場として設立している。韓国の社会的企業制度は、障害者を含め、開かれた一般市場において働くことに制約のある集団に対し、公的資金における貸金補填によって最低賃金適用等を確保するものであり、労働法規の適用を保障する福祉制度と労働制度の溝を埋める対案となる可能性がある。中国の福祉企業は障害者を集中的に就業させる中国の伝統的な障害者雇用政策の方法であり、障害者を隔離

し、保護すべき客体とみなし、障害者権利条約が謳う障害者の尊厳の尊重とインクルージョンに反するとの批判が存在する。現状ではその批判を外していないものの、障害者の雇用吸収能力には一定の評価が与えられるべきであると思われる。福祉から権利へのパラダイム転換は容易でないとしても、北欧での集団雇用の事例を参考に業種や職種を多様化させ、開かれた労働市場と連動させる雇用政策をとることで、障害者権利条約の理念に近づけていくことは不可能ではない。開発途上国において障害者が経済的自立を果たすためには政府による積極的なインシアティブが必要であり、アジア諸国のこうした経験は示唆的である。

障害者権利条約はまた、ほかの人権諸条約と比して国内的努力を支援するための国際協力を重視しており、研究における協力にも言及している。本書では雇用の問題を取り上げたが、さらに教育などほかの個別分野の発展や法律の実際の履行・執行状況について検証していくことが課題として残されている。本書によって、わずかながらでもアジア各国の知見の共有が促進されることになれば幸いである。

（こばやし まさゆき／アジア経済研究所 開発研究センター）